

○自動車教習所等が使用する教習用自動車の自動車損害賠償責任保険の契約及び諸手続について

令和4年3月4日
道本運試第3985号

／警察本部交通部各所属の長／各方面本部長／宛て

みだしのことについては、次のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 対象自動車

教習用自動車としての自動車損害賠償責任保険料率の適用対象となる自動車（以下「対象自動車」という。）は、次に掲げる自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものである。したがって、教習用自動車であっても、路上教習の義務付けのない大型特殊自動車及び自動二輪車等は対象外である。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条に定める自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）のうち一般社団法人全国届出自動車教習所協会（以下「全自協」という。）に加盟している自動車教習所において路上教習用として使用する自動車

イ 道路交通法第99条に定める指定自動車教習所において路上教習用として使用する自動車

ウ 道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車

2 対象自動車の証明手続

(1) 様式

ア 指定自動車教習所が使用する自動車を対象自動車として証明をする場合の様式は、「指定自動車教習所路上教習用自動車証明願・指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」（別記第1号様式）とする。

イ 届出自動車教習所が使用する自動車を対象自動車として証明をする場合の様式は、「届出自動車教習所路上教習用自動車証明願・届出自動車教習所路上教習用自動車証明書」（別記第2号様式）とする。

(2) 手続

ア 対象自動車の証明は、警察本部運転免許試験課長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の交通課長）が行うものとする。

イ 現に自動車登録ファイル（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の自動車登録ファイルをいう。以下同じ。）に登録を受けている対象自動車については、指定自動車教習所路上教習用自動車証明願又は届出自動車教習所路上教習用自動車証明願（以下「証明願」という。）の車台番号及び自動車登録番号欄の左欄に車台番号を、右欄に自動車登録番号をそれぞれ記入させること。ただし、自動車登録ファイルに登録を受けていない対象自動車については、左欄に車台番号を記入させること。

ウ 証明願は、願出人から1部提出させ、指定自動車教習所路上教習用自動車証

明書又は届出自動車教習所路上教習用自動車証明書（以下「証明書」という。）を作成後、その写しを控えとして保存しておくこと。この場合において、証明書の写しは、「指定（届出）自動車教習所路上教習用自動車証明願（写し）」（原議区分65・30・210 3年）に編さんするものとする。

(3) 留意事項

対象自動車であることを証明するに当たっては、外見上一般車両と識別できること及び補助ブレーキを備えていることのほか、路上教習用等として使用するものであることを確実に確認すること。

3 保険契約等の申請

(1) 自動車登録ファイルに登録を受けていない対象自動車の場合

ア 保険会社に対し、自賠責保険契約関係書類とともに証明書を提出させること。

イ 各運輸支局等に対し、新規登録契約書類とともに証明書を提示させること。

(2) 自動車登録ファイルに登録を受けている対象自動車の場合

ア 保険会社に対し、継続自賠責保険契約関係書類とともに、証明書を提示させること。

イ 各運輸支局等に対し、継続検査関係書類とともに証明書を提示させること。

4 契約条件以外の使用禁止

教習用自動車としての自動車損害賠償責任保険料率の適用については、指定自動車教習所の指導員が同乗して路上教習を行う場合、全自協加盟の届出自動車教習所の指導員が同乗して路上教習を行う場合又は指定講習機関において初心運転者講習に使用する場合は、一般使用の場合と比較して事故発生率が少ないということからなされたものであり、かつ、契約の条件も路上教習車として保険契約がなされたものであることから、これ以外の連絡業務、行楽その他教習以外の目的に使用した場合は契約違反となるのでその旨を指導すること。

別記第1号様式（2の(1)のアの事項関係）

指定自動車教習所路上教習用自動車証明願

年 月 日

課長 殿

願出人	指定自動車教習所	名 称	
		指定番号	
		所在地	
		管理者	

下記の自動車は、当 において路上教習用自動車として使用されるものであることを証明願います。

	符号	車台番号	自動車登録番号
車台番号及び 自動車登録番号	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

第 号

指定自動車教習所路上教習用自動車証明書

上記のとおり証明する。

年 月 日

課長 印

注1 車台番号欄及び自動車登録番号欄の空欄には斜線を引くこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（2の(1)のイの事項関係）

届出自動車教習所路上教習用自動車証明願

年 月 日

課長 殿

願出人	届出自動車教習所	名 称	
		所 在 地	
		設 置 者 (設置者)	

下記の自動車は、当 において路上教習用自動車として使用されるものであることを証明願います。

	符号	車 台 番 号	自動車登録番号
車台番号及び 自動車登録番号	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

第 号

届出自動車教習所路上教習用自動車証明書

上記のとおり証明する。

年 月 日

課長 印

注1 車台番号欄及び自動車登録番号欄の空欄には斜線を引くこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。